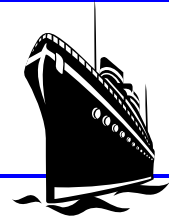


## MSI Marine News

トピックス

海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。([http://www.ms-ins.com/marine\\_navi/](http://www.ms-ins.com/marine_navi/))

## 関門航路 早鞆瀬戸における航法改正

本州と九州を隔てる関門海峡は、古くから瀬戸内海と外海を繋ぐ海上交通の要所として多くの船舶が往来しています。一方で、可航幅が広い部分でも2,000メートル弱、最狭部である早鞆瀬戸では約500メートルに過ぎないうえ航路は長く屈曲しており、変則的で時に10ノットに達することもある強い潮流の影響により海難が多発する海上交通の難所でもあります。

予てより関門海峡における海難防止のためには様々な対策が講じられておりますが、その一環として本年3月12日に「港湾法施行規則の一部を改正する省令」（国土交通省第15号）が公布され、早鞆瀬戸水路における航行ルールが改正されることとなりました。すでに3月29日より同省令に基づき関門航路および関門第二航路の拡幅が実施されていますが、来る5月1日より施行される改正航行ルールについてご紹介します。

【関門航路瀬戸早鞆における新しい航法（平成24年5月1日施行）】

## 1. 早鞆瀬戸における優速4ノット以上の確保

潮流をさかのぼり早鞆瀬戸を航行する汽船は潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力を保たなければなりません。（改正前は3ノット以上）

【改正：港則法施行規則第三十八条第一項第五号】

※ 優速：潮流をさかのぼって航行する速力

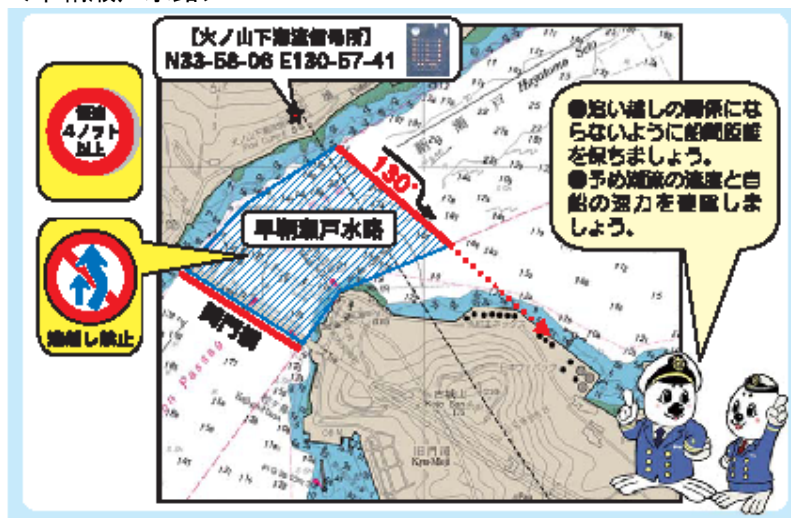
## 2. 早鞆瀬戸水路における追い越し禁止

早鞆瀬戸水路では他の船舶を追い越してはなりません。（改正前は条件により可）

【改正：港則法施行規則第三十八条第二項】

※ 早鞆瀬戸水路：関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所から130度に引いた線との間の関門航路

<早鞆瀬戸水路>



（出典：海上保安庁第七管区HP）

以上

（参考）国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/>  
海上保安庁：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>